

# トピックス

- 1 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令等
- 2 消防における女性の活躍推進に向けた取組
- 3 熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組
- 4 簡易サウナ設備の特性に応じた防火安全対策
- 5 セルフ式ガソリンスタンドにおけるAI活用
- 6 国際協力・国際交流の推進



# Topics 1 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令等

トピックス1-1図 検討会の様子



消防庁では、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、同年8月26日に報告書をとりまとめた。

同報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の創設・的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めが必要であるとされたことを踏まえ、消防庁では、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）を改正し、以下に示すような対策を講じることとした。

## ■林野火災注意報の創設との確な発令

林野火災の発生原因の大半はたき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、火の使用制限等の徹底を行うことが必要である。

火災の予防上危険な気象状況になった際に、火災の発生を未然に防止する仕組みとしては、消防法に基づく火災警報があるが、火災警報は強い制限・罰則を伴うため、消防本部からは発令を躊躇するとの意見がみられる。

そのため、後述する林野火災警報を発令する前段階において、消防本部が強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設し、火災予防条例（例）上に位置付けるとともに、以下のとおり、具体的な発令基準等を示すことで、的確な発令を促すこととする。

### （1）林野火災注意報の発令指標（例）

降水が少ない状態となり林床可燃物が乾燥すると林野

火災が発生しやすい状況となり、さらに、それが長く続いて林床可燃物の乾燥が強まったり、空気が乾燥していたりすると、発生した林野火災がより延焼しやすい危険な状況になると考えられる。

このため、林野火災注意報の発令指標（例）を以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合とすることとする。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能である。
- ※ 地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能である。

### （2）火の使用制限の内容（努力義務）

林野火災注意報の発令時における火の使用制限の内容（努力義務）は、改正後の火災予防条例（例）においては、以下のとおり定められている。

- ア 山林、原野等で火入れをしないこと。
- イ 煙火（花火）を消費しないこと。
- ウ 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外では、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市町村長が指定した区域内で喫煙をしないこと。
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

### (3) 火の使用制限の努力義務の対象区域

基本は市町村全域を対象としつつ、林野火災の発生の危険性を勘案し、必要に応じて、各市町村において、火の使用制限の努力義務の対象となる区域が指定される。例えば、森林又はその周囲の一定の範囲内が区域として指定されることが想定される。

### (4) 発令対象期間

火入れの一般的な実施時期や林野火災（特に、大規模な林野火災）の発生が多くなる時期を踏まえ、基本的に1～5月を対象期間とすることとし、それ以外の期間については各地域の気象特性等を踏まえて各市町村の判断により対象期間とする。

### (5) 周知・広報、防火指導の強化

平時から、ホームページや広報誌、SNSなど様々な媒体を活用して制度の周知に努めることとした上で、実際に林野火災注意報が発令された際には、対象区域内における防災行政無線や消防車両での巡回等による広報に努めるとともに、防火指導の強化を行うことで、林野火災予防の実効性を高める。

### ■林野火災警報の的確な発令

消防法第22条の火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、発令の目的が明確となるよう林野火災警報との通称を用いることとし、以下のとおり、林野火災の発生・延焼危険度に着目した具体的な発令指標を設定するとともに、火災予防条例（例）において、発令時の火の使用制限の対象区域を林野火災の発生の危険性に応じて指定可能とすることで、的確な発令を促すこととする。

### 林野火災警報の発令指標（例）

林野火災注意報の発令指標（例）となっている乾燥・少雨に加えて、強風の場合には、発生した林野火災が大規模化しやすい状況になっていると考えられる。このため、林野火災警報の発令指標（例）を以下のとおりとすることとする。

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

※ 地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能である。

その他、火の使用制限の内容、火の使用制限の対象区域、発令対象期間、周知・広報、防火指導の強化等については、林野火災注意報の考え方を準用する。

### ■たき火の届出制度

以前より火災予防条例（例）第45条においては、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出について規定されており、一部の市町村では既にたき火を対象としていたが、今回、届出の対象にたき火が含まれることを明確に位置づける。なお、届出の対象区域については、基本的には林野火災注意報の考え方を準用できる。また、届出の対象期間を指定する場合は、主として1～5月を対象期間として指定することが考えられる。

林野火災の発生や延焼の危険度については、気温や林内の日照等の影響もあると考えられるところであり、今後の林野火災の発生状況、研究や技術開発の動向を注視しつつ、必要に応じ、林野火災注意報や林野火災警報の発令指標の見直しに取り組んでいくことが重要と考えられる。

また、今後の運用状況等を踏まえて、より効果的な林野火災予防対策となるよう、必要に応じ、見直し改善に取り組んでいくこととする。

トピックス1-1表 火災警報と林野火災警報の関係

	火災警報	林野火災警報
法律上の根拠	消防法第22条	消防法第22条
火の使用制限の根拠	火災予防条例(例)第29条	火災予防条例(例)第29条、 第29条の9
対象となる火災	(建物火災を含む)火災全般	林野火災に限定
火の使用制限の対象区域	市(町・村)の全域 (第5号(喫煙)のみ区域指定が可能)	市(町・村)長が区域を指定することができる (林野周辺の区域を指定)
効果	市町村条例で定める火の使用的制限 に従わなければならない	市町村条例で定める火の使用的制限 に従わなければならない

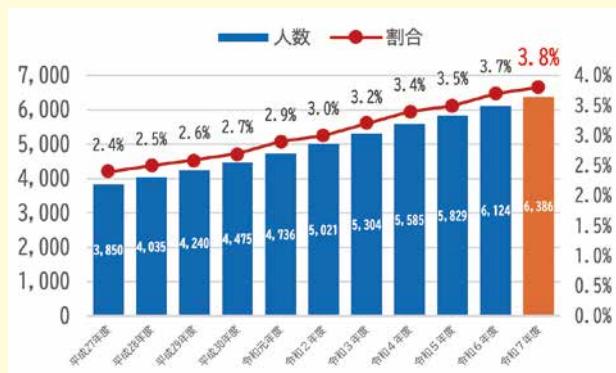
# Topics 2 消防における女性の活躍推進に向けた取組

消防庁では、令和7年度に、消防本部における女性活躍推進に関する検討会を開催し、消防における女性活躍を推進している。

## ■消防本部における女性活躍推進の現状

消防本部においては、昭和44年に初めて女性消防吏員の採用が始まり、平成6年には「女子労働基準規則」の一部が改正され、消防分野における深夜業の規制が解除された。これにより、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、少しづつ女性消防吏員の増加や、職域の拡大が図られてきた。令和7年4月1日現在、全国の女性消防吏員の数は6,386人で、全消防吏員に対する割合は3.8%、また、女性消防吏員が一人もない消防本部は、令和7年4月1日現在で69本部となっており、全国で活躍する女性の消防吏員は年々増加している。

トピックス2-1図 女性消防吏員割合の推移



このような中、消防本部における取組を一層充実させるため、女性消防吏員の確保、育成及び職域拡大を更に推進していくための方策や、性別、年齢を問わず全ての消防吏員が継続して勤務できる働きやすい職場環境づくりのための方策について検討を行うことを目的に、消防庁において「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」を令和7年4月から開催した。



会議の様子

## ■女性消防吏員の活躍推進に向けた今後の取組

消防本部における女性活躍推進について、次の取組が提言された。

### 1 女性消防吏員の比率に関する目標の設定

女性消防吏員の増加、活躍推進を着実かつ強力に進めしていくためには、各消防本部が女性消防吏員数についての数値目標を設定する必要があるが、組織の規模や地域特性、女性専用施設の整備状況など消防本部によってばらつきがあり、採用試験についても各市町村等で行われている状況にある。

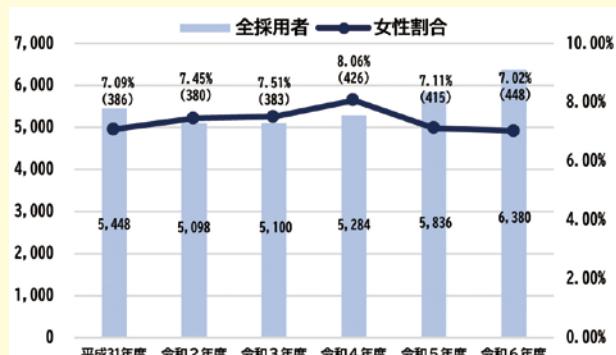
このことを勘案すると、全国統一の目標を設定するのではなく、消防庁が目安となる目標を掲げつつ、各消防本部が実状を踏まえた自律的な目標を設定することが適当であり、これにより無理のない計画的な増員が可能となる。

また、目標を設定するだけでなく、目標達成に向けた取組の内容や達成状況等を踏まえて各消防本部において適宜検証を行い、必要に応じて目標の見直しを図ることも必要である。

数値目標を更新するにあたり、国内の他機関や諸外国の消防機関における女性比率が既に10%であることを考慮すれば、女性消防吏員の比率についても、目指すべき将来的な到達点、通過点として「10%」という数値は十分に実現可能なものであるが、現状、女性採用者の比率が7%程度にとどまり、消防本部間のばらつきも大きいことを踏まえると、まずは何よりも「採用段階」での女性の比率を早期に引き上げることが最優先課題といえる。

そのため、目指すべき将来的な女性消防吏員の比率目標を掲げつつ、そこに向けてまずは女性採用者の比率について具体的な数値目標を設定し、その達成を通じて中長期的に女性消防吏員の比率を引き上げていくことが適当である。

トピックス2-2図 採用者の状況



以上のことと踏まえ、消防庁が掲げる消防本部全体の目標となる女性消防吏員の比率に関する目標を以下のとおり設定した。

### 女性消防吏員の比率に関する目標

▶将来的に女性消防吏員の比率を10%程度まで引き上げることとし、まずは、5年後（令和13年度）までに採用者に占める女性の比率を10%以上にする。

## 2 女性消防吏員の確保の方策

### ・今後広報を実施していくべき対象や媒体の明確化

就職期の女性に消防を就職の選択肢として考えてもらうためには、より早い時期から消防業務を認知してもらうことが重要であるため、小、中学生といった若年層に対しても積極的に広報を実施することが効果的である。

また、広報媒体としてデジタル媒体を活用することで、幅広く情報を拡散できるとともに、消防業務について認知していない潜在層に対する広報効果が期待できる。



SNS広告・電車広告

### ・採用試験の見直し

女性消防吏員を増加させるためには、他の官公庁や民間企業等からの転職希望者や、消防への復職希望者の確保にも取り組んでいく必要があることから、採用試験において年齢要件を緩和することや経験者採用区分等を設定することも有効である。

### ・採用試験合格者の採用辞退を防ぐための取組

採用試験合格者の採用辞退を防ぐためには、採用試験合格後も継続的にアプローチする必要があることから、業務説明会や面談等を通じた採用試験合格者に対するフォローを実施することも有効である。

### ・離職防止のための取組

消防吏員を増加させるためには、離職防止にも取り組んでいく必要があることから、採用10年末満の若手職員に対する離職防止を目的とした研修、職場ミーティング等の継続実施、高齢期職員の活躍維持に向けた取組、適材適所の配置等が重要である。

また、管理職員の離職防止に対する意識の醸成や若手職員等とのミーティングのスキルを向上させるための研修等を実施することも有効である。

## 3 女性消防吏員の働きやすい職場環境づくりの方策

### ・女性専用施設等の整備

女性消防吏員の働きやすい職場環境づくりに向け、女性消防吏員の意見等を踏まえた機能性や利便性を考慮した施設の整備や改修を実施することが重要であり、また、女性消防吏員の意見等を踏まえ、性別や体格等による影響を受けない小型化、軽量化及び電動化された資機材の整備も有効である。



消防庁舎における女性専用施設等の整備に対する財政措置

### ・女性消防吏員等が働きやすい勤務制度等の導入

全ての消防吏員が働きやすさを感じることのできる職場をつくるためには、出産、育児、介護等に伴い様々な働き方が選択できる環境を整備することが重要であり、テレワーク制度やフレックス・タイム制度の導入、託児制度の導入、休暇・休業の取得や各種制度の利用等について相談できるメンター・相談員を導入することなども効果的である。

## 4 女性消防吏員の育成や職域拡大を推進する方策

### ・昇任に対する不安の解消

女性消防吏員の今後のキャリア形成の支援に向け、キャリアパスイメージやロールモデルの提示、女性管理職員によるメンター制度の導入、管理職員のワークライフバランスの推進、幅広い業務への配置転換による能力開発、育児休業者などの復職者等に対するサポート体制の導入などが効果的である。

また、ロールモデル等の提示が難しい場合には、近隣の消防本部等と連携し、女性消防吏員どうしが定期的に情報共有や意見交換できる場を創設することも効果的である。

### ・交替制勤務や災害派遣への携わりづらさの解消

女性消防吏員の交替制勤務や災害派遣への携わりづらさの解消に向け、女性消防吏員の要望を踏まえた小型化・軽量化資機材、災害派遣時の宿営用資機材の整備や女性消防吏員の意欲、適性を踏まえた能力開発、人事配置を実施することが効果的である。

また、女性消防吏員の職域拡大に対する管理職員の意識の醸成を目的とした研修等を継続的に実施することが重要である。



女性消防吏員活躍推進アドバイザーによる講義

# Topics 3 熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組

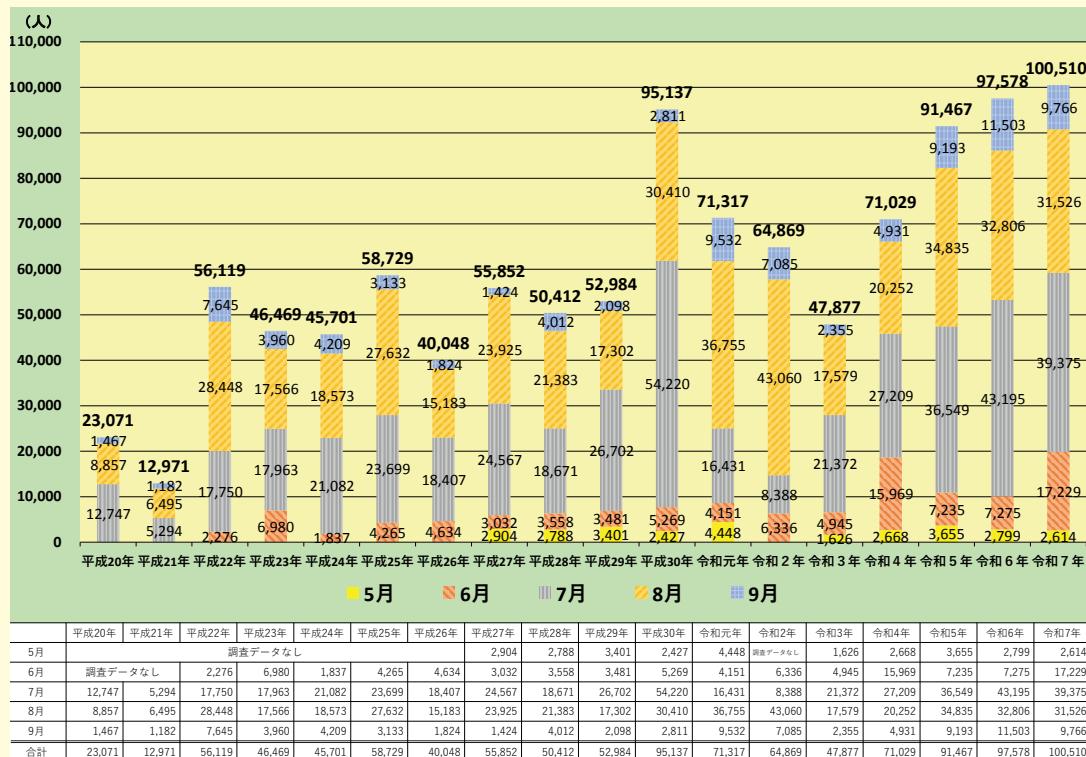
## ■熱中症による救急搬送の状況

消防庁では、毎年、5月から9月までの期間、全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員の調査を行っている。

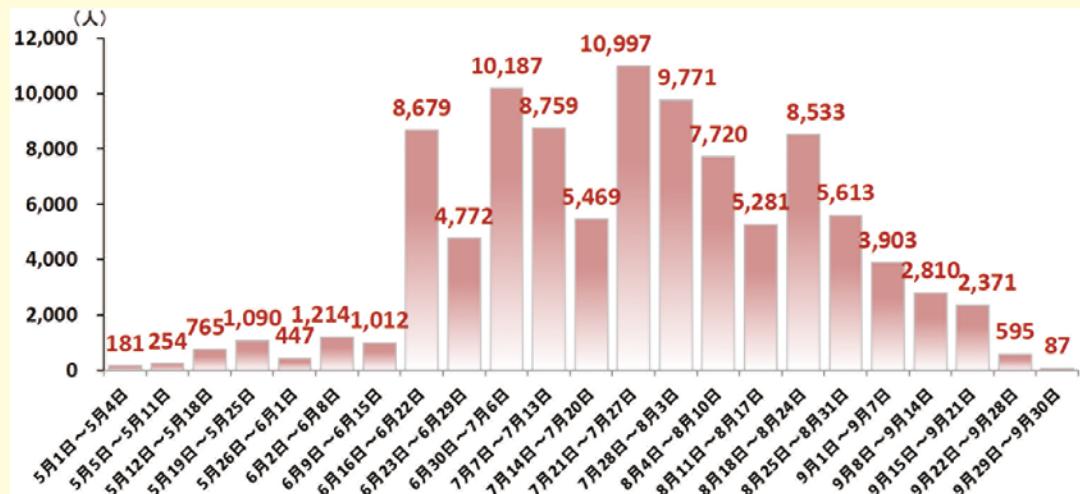
令和7年は、気象庁による統計開始以降、多くの地方で最も早い梅雨明けとなつたほか、夏の日本の平均気温が最も高くなつた。また、熱中症警戒アラートの発表回数が過去最多となるなど、非常に厳しい暑さが長期間にわたつて続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は10万510人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となつた。

年齢区分別では、高齢者が最も多く約57%、初診時ににおける傷病程度別では、入院が必要（中等症・重症）な方が約36%、発生場所別では、住居（約38%）が最も多く、次いで道路（約20%）、駅（屋外ホーム）等の不特定者が出入りする屋外の場所（約12%）、道路工事現場・工場・作業所等の仕事場（約11%）の順となつた。

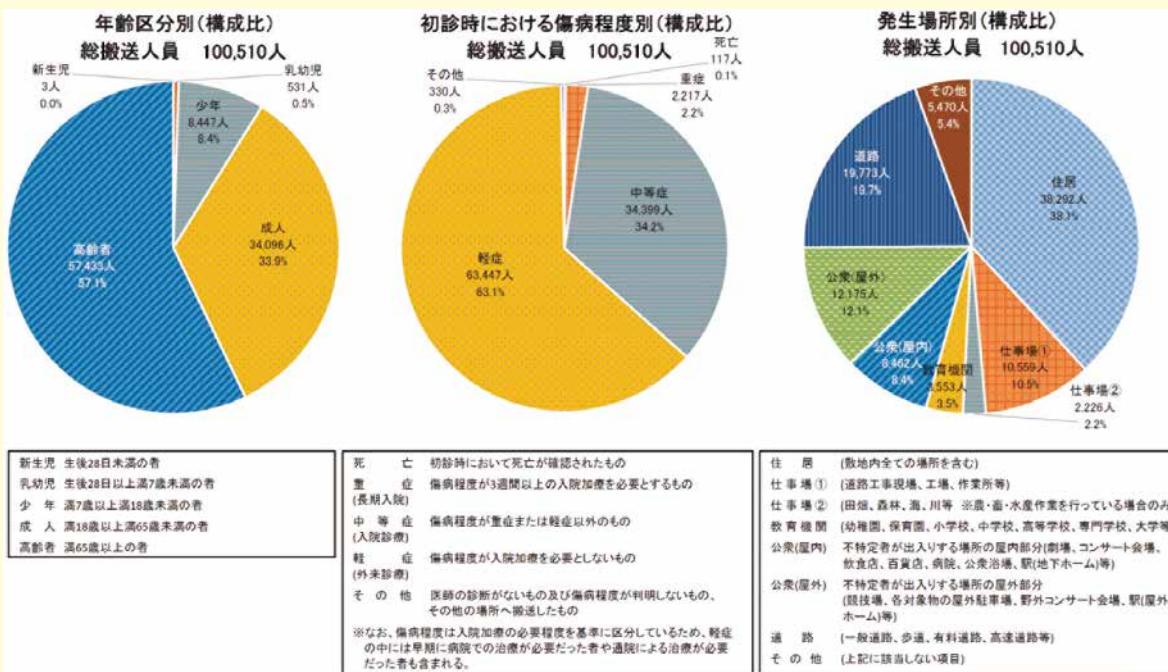
トピックス3-1図 平成20年～令和7年の熱中症による救急搬送人員の推移



トピックス3-2図 令和7年の熱中症による救急搬送状況（週別推移）



トピックス3-3図 令和7年の熱中症による救急搬送状況（年齢区分別・傷病程度別・発生場所別）



## ■消防庁における熱中症予防啓発の取組

消防庁では、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスター・ビデオ・イラスト、熱中症対策リーフレット、全国の消防本部が独自で行っている熱中症予防啓発の取組をまとめた熱中症予防啓発取組事例集等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載するとともに、X（旧Twitter）でも、喉の渴きを感じる前のこまめな水分補給や適切なエアコンの使用といった、基本的な熱中症予防対策の実施を呼びかけた。

また、都道府県や消防本部に対しては、

- ・夏季を待たずして早期の、住民に対する熱中症予防啓発（暑熱順化への取組やエアコンの動作確認・試運転等）の実施
- ・予備車等を活用した出動体制の確保及び住民への救急車の適時・適切な利用の呼びかけ
- ・熱中症特別警戒アラート発表時の注意喚起等の実施
- ・SNSを活用した広報の実施
- ・官民連携による効果的な取組の推進

などについて依頼した。

さらに、令和7年4月から9月までの期間「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁や官民連携の下、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施した。



# Topics 4 簡易サウナ設備の特性に応じた防火安全対策

## ■概要

従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、屋外においてテントやバレル（木樽）の中に放熱設備（サウナストーブ）が設置される簡易なサウナが全国で増加している。

従来の消防法令で規定するサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備）の設置基準は、浴場・宿泊施設等の建物内（サウナ室）に固定式の設備として設置することを想定した内容となっており、例えばサウナストーブと建築物・可燃物との離隔距離について現行基準を当てはめた場合、簡易なサウナでは狭いテント内等への設置に当たって支障があるとの声があった。

こうした背景を踏まえ、消防庁では令和6年度に検討会を開催し、簡易なサウナの中でも特に需要が高いテント型サウナ及びバレル型サウナについて、実験等により安全性の検証を行い、その特性に応じた火災予防対策を取りまとめた。



テント型サウナ



バレル型サウナ

が生じることを考慮したものである。

一方、簡易サウナ設備については、熱量が比較的小さく、屋外など外気に開放されている場所に設置されており、構造・材質や使用形態等の特性を考慮すると、低温着火は一般的に生じ難いと考えられる。このため、簡易サウナ設備については、放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物が引火しない距離（可燃物の表面温度が200°C～300°Cを超えない距離に相当）を保つことで足りることとした。

このことにより、火災予防を図りつつ、離隔距離を短くすることができ、テントやバレルの狭い空間に放熱設備（サウナストーブ）を設置することが可能となるものである。



サウナストーブ



サウナ室内の温度状況

## ■簡易サウナ設備の特性に応じた防火安全対策

### (1) 簡易サウナ設備を消防法令上に位置付け

簡易なサウナに設ける放熱設備（サウナストーブ）は、従来の浴場等に設ける設備と異なる点が多いことから、消防法令を改正し、以下の全ての要件に該当するものについて、新たに「簡易サウナ設備」として位置付けることとした。

- ・屋外その他の直接外気に接する場所に設けるサウナに設置すること。
- ・テント型サウナ又はバレル型サウナに設置すること。
- ・定格出力が6キロワット以下であること。
- ・熱源は薪又は電気であること。

### (2) 放熱設備と周囲の可燃物との間の離隔距離

放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、従来のサウナ設備については、可燃物の表面温度が100°Cを超えない距離を保つことが求められている。これは、長期間の加熱により可燃物が変質して内部に熱が蓄積しやすくなり、表面温度が100°C程度の比較的低い温度でも出火する危険性（いわゆる低温着火）

## ■今後の対応等

消防庁においては、上記の見直しを図るため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）及び火災予防条例（例）（昭和36年自消甲予発第73号）について、所要の改正を行ったところである（令和7年11月12日公布、令和8年3月31日施行）。

このことを踏まえ、各市町村において、火災予防条例の改正が行われる予定である。

消防庁では、関係団体等と連携・協力し安全管理の徹底を図るとともに、今後とも火気設備等の開発・導入状況を注視し、火災予防の取組を推進していくこととしている。

# Topics 5 セルフ式ガソリンスタンドにおけるAI活用

## ■セルフ式ガソリンスタンドとは

セルフ式ガソリンスタンドは、従業員が給油を行う一般的なガソリンスタンドと異なり、顧客が自ら給油を行う施設となっている。

また、セルフ式ガソリンスタンドにおいては、顧客が安全に給油作業を行えるよう、従業員が事務所等で顧客の給油作業を監視し、安全上支障がないことを確認した上で、給油作業の許可を行っている。

トピックス5-1図



## ■セルフ式ガソリンスタンドにおけるAI活用の背景

近年、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展している中、危険物施設においても新技術の導入による安全性及び効率性の向上が期待されている。

特に、セルフ式ガソリンスタンドにおいては、従業員が行う安全確認等にAIを活用することで業務の効率化を図ることが期待されている。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、令和3年度から「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、セルフ式ガソリンスタンドにおけるAIの活用について検討を行ってきた。

令和6年度においては、一定の条件下においてAIが従業員に代わって自動的に給油許可を行うシステム（以下、本トピックスにおいて「条件付自動型AIシステム」という。）について、実証実験を行うとともに、制度化に向けた検討を行った。その結果、条件付自動型AIシステムは、一定の機能要件を満たせば、実用が可能であるとの判断がなされた。

この検討結果を踏まえ、消防庁において、セルフ式ガソリンスタンドで条件付自動型AIシステムを活用できるよう、導入に係る安全基準の整備を進めている。

## ■条件付自動型AIシステムの機能

条件付自動型AIシステムには、次の①～④の機能を備えることを求めている。

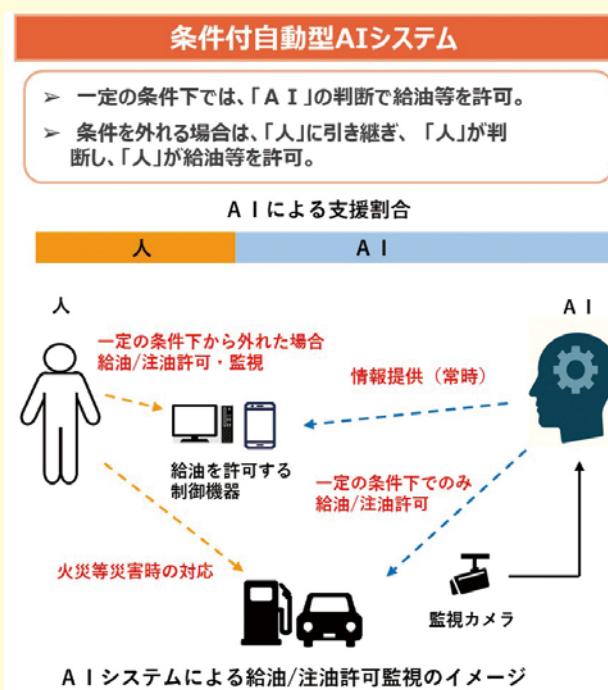
- ①顧客の安全な給油作業等が確認されたときは、給油等を許可する。

②一定の条件下から外れたときは、従業員へ知らせるための警報を発する。警報後、一定時間内に従業員が引き継いだことが確認されない場合は、給油等を自動停止する。

③火災等危険な状況を確認したときは、即座に給油等を自動停止する。

④顧客が給油作業等を終了したときは、給油等を自動停止する。

トピックス5-2図



トピックス5-3図



# Topics 6 國際協力・國際交流の推進

## ■国際消防防災フォーラムの開催

アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関して、これらの国々から、我が国による国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では平成19年度から、主にアジア圏内の国において、「国際消防防災フォーラム」(以下、本トピックスにおいて「フォーラム」という。)を毎年開催しており、令和6年度は、インドネシアにて実施した。



フォーラムの様子（令和6年度 インドネシア）

令和6年度に開催したフォーラムには、国家捜索救助隊をはじめ、国家防災庁、ジャカルタ市消防局、消防防災関連企業など、インドネシアの様々な層から約300名が参加し、日本からも、消防庁以外に在インドネシア日本大使館、16の消防防災関連企業等が出席した。

2日間にわたる開催期間中、我が国の火災予防制度、消防団制度等の説明に加え、日系企業等による製品紹介が行われた。



展示ブースにおける日系企業の製品紹介

令和6年度に開催したフォーラムへの参加日系企業等は、フォーラムで築いたネットワークを基に、海外展開に取り組んでいる。

## ■開発途上国からの研修員受入れ

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修の2コースの課題別研修の研修員として、消防本部の協力の下で毎年度受入れを実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施している。



救急救助研修（令和6年度 大阪）

## ■協力覚書に基づくベトナムとの交流

平成30年に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安部との消防分野における協力覚書」を結び、当該覚書に基づき、火災予防政策等についての意見交換や研修等を進めている。

令和7年2月及び3月に、ベトナム公安部職員に対して、我が国の消防用機器等について法令上、必要となる検査に関する実務的な内容の研修を行い、ベトナムにおける消防用機器等の検査技術の向上に資することを目的として、火災予防技術専科研修を実施した。

本研修では、消火器研修プログラム、消防設備研修プログラム及び警報設備研修プログラムを設け、消防用機器等に求められる品質等に関する講義、検査方法に関する実技講習、製造工場等の視察を行った。



火災予防技術専科研修の様子

## ■中古消防車両等の海外寄贈

消防本部や消防団の中には、開発途上国からの要請に応じて、不用となった消防車両等を無償で寄贈しているところもあり、令和6年度は28の国へ128台が寄贈された。また、一部では消防車両等の寄贈に併せて、車両のメンテナンスや使用要領に関して技術指導も行っている。

このような寄贈は、開発途上国の災害対応能力向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として効果が大きく、消防庁では関係省庁等とも連携しながら、これを推進している。



車両寄贈時における技術指導（令和7年3月 カンボジア）